

道路パトロール業務その2

委託仕様書

1 対象路線

委託業務の対象路線は、東区、南区、安佐北区及び安芸区において発注者（以下「甲」という。）が管理する国道、県道及び市道（甲が特に対象外としたものを除く。）並びにその他の道路で甲が指定したものである。

2 実施体制

委託業務は、車両1台につき受注者（以下「乙」という。）の運転手兼作業員1名及び監視員兼作業員1名の計2名を乗務させた体制を1班として、2班で実施するものとする。なお、委託業務に使用する車両は、原則として、後記4(1)アの道路パトロールカーとするが、これが故障等で使用できない場合、凍結防止剤を配置する場合等には、乙において適切な代替車両を用意して実施するものとする。

3 委託業務の区分

委託業務の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期パトロール
- (2) 街路灯パトロール
- (3) 休日・夜間時緊急パトロール

4 貸与物品

(1) 甲は、委託業務に使用させるため、次の物品を乙に無償で貸し付けるものとする。

ア 道路パトロールカー 2台

イ 車両装備品 パンク修理キット、工具類一式、非常用信号用具一式（懐中電灯、発煙筒、赤旗）、フロアマット一式、ジャッキ、タイヤチェーン一式、停止表示板1個

ウ HDD（2TB） 1台

(2) 乙は、貸与物品を委託業務以外の目的に使用してはならない。

(3) 乙は、貸与物品を適宜整備点検して、常に良好な状態に管理するとともに、異常があった場合には速やかに甲に届け出なければならない。

(4) 乙は、貸与物品の使用権を譲渡し、又は貸与物品を転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(5) 乙は、貸与物品を損傷し、又は紛失したときは、直ちに甲に届け出るとともに、原形に復し、又は代替品による弁償を行わなければならない。

5 携行資機材等

乙は、委託業務の実施に当たっては、委託業務に使用する車両の側面等の目立つ場所2か所以上にマグネットシートにより乙の名称を掲示するとともに、次の資機材を積載・携行しなければならない。

(1) 応急補修用資機材

常温アスファルト混合物（降雨時及び降雨後等、路面が濡れているときは全天候型舗装補修剤）、油吸収剤、凍結防止剤（冬季のみ）、ツルハシ、シャベル、竹ぼうき、かけや、のこぎり、トラロープ、ホワイトトラック、土のう袋、グレーチング用クリップ、ペンチ、スパナ

(2) 保安器具

セーフティコーン、バリケード、赤・白旗

(3) その他携行品

携帯電話、カメラ、戸別詳細地図、各日の巡回路線又は巡回地域を示した巡回図

6 費用負担

広島市委託契約約款第3条ただし書に規定する甲が負担する費用は、前記4(1)アの道路パトロールカーに係る法定点検費用（整備費用を含む。）及び修繕料（乙の責に帰すべき事由によるものを除く。）とし、委託業務の実施に必要なその余の費用は、全て乙の負担とする。ただし、これにより難い事情が生じた場合は、甲・乙協議の上、甲が決する。

7 定期パトロール

(1) 実施日及び実施時間

定期パトロールの実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月6日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日とし、実施時間は、9時から16時までとする。

(2) 実施計画

ア 年間実施計画

甲（本庁道路管理課）（以下「道路管理課」という。）は、各年度の実施計画を記載した年間実施計画書を策定し、実施年度の4月1日までに乙に交付するものとする。

イ 月間実施計画

甲（各区役所維持管理課）（以下「区維持管理課」という。）は、各月の実施計画を記載した月間実施計画書及び各日の巡回路線又は巡回地域を示した巡回図（以下「月間実施計画書等」という。）を策定し、実施月の前月25日まで（4月分にあつては、4月1日まで）に乙に交付するものとする。ただし、月間実施計画書等の内容の全部又は一部が、乙に交付済みの年間実施計画書及び巡回図の内容と同一となる月にあつては、当該年間実施計画書及び巡回図を当該月の月間実施計画書等とみなし、同一の内容である部分の乙への交付を省略することができる。

区維持管理課は、月の中途に当該月の実施計画を急きょ変更する必要があるときは、適宜、乙に対し、計画の変更の指示を行うものとする。

ウ 乙は、実施計画に従って定期パトロールを実施しなければならない。

(3) 実施方法

ア 実施計画に従い、巡回路線又は巡回地域において、委託業務に使用する車両による巡回（甲が、徒歩等による巡回を特に指示した場合は、当該方法による巡回）をし、次表の項目について、目視・体感による点検を行うものとする。

区 分	点 検 項 目
路 面	穴ぼこ、陥没、凸凹、段差、掘削跡の復旧不良、側溝蓋・グレーチング蓋・マンホール蓋の脱落・はずれ・ゆがみ・損傷、土砂等の堆積、落石・倒木・車両落下物・犬猫の死骸等の支障物件、油類の滞留、凍結、積雪、白線の磨耗等
路 肩	崩壊、舗装部分との取付け段差等
路上施設	安全施設等（防護柵、反射鏡、視線誘導標、標識類、街路灯、街路樹、歩車道境界ブロック、中央分離帯、欄干等）の損傷、倒壊等

イ 道路の損傷等を発見したときは、別添「定期パトロール応急措置等実施要領」に基づき、迅速かつ適切に損傷等に対する応急措置、区維持管理課への連絡・要請等の措置を講ずるものとする。

8 街路灯パトロール

(1) 対象物件

対象物件は、委託業務の対象路線のうち区維持管理課が指示する路線に所在する街路灯とする。

(2) 実施月及び実施延べ日数

ア 実施月

5月及び11月を標準とし、実施計画（前記7(2)の例により交付された実施計画書又は指示。

以下同じ。)に定める月とする。

イ 実施延べ日数

1月当たり16日(1日当たりの実施時間は、18時頃から24時頃までの約6時間を標準とする。)を限度とする。

(3) 実施方法

ア 実施計画に従い、委託業務に使用する車両による巡回(甲が、徒歩等による巡回を特に指示した場合は、当該方法による巡回)をし、対象物件(区維持管理課の街路灯管理台帳等を参考にすること。)について目視点検を行うものとする。

イ 点灯不良等の不具合を発見したときは、速報として、点検終了後速やかに街路灯不良箇所連絡票(後記10(1)④参照)を作成し、その写しをファクシミリ送信等の方法により区維持管理課に提出するものとする。

9 休日・夜間時緊急パトロール

(1) 実施日及び実施時間

定期パトロールの実施時間外(定期パトロールの実施日にあつては16時から翌日の9時までの間。定期パトロールの実施日以外の日にあつては終日)において、区維持管理課の指示(「休日・夜間時緊急パトロール業務実施指示書」による指示を原則とするが、緊急を要する場合は、電話による指示を行う。)に基づき、速やかに実施するものとする。

(2) 出動回数(委託料の算出基礎)

委託料の算出基礎となる出動回数は、1班(前記2参照)が、区維持管理課の1回の指示に基づき、委託業務に使用する車両を出庫させ、当該指示に基づき委託業務を実施した後、帰庫するまでの間を「1回」としてカウントする。

ただし、区維持管理課の複数の指示が同じ機会に行われ、又は指示に基づき出動している最中に別の指示が行われる等したため、1班が、委託業務に使用する車両を出庫させ、帰庫するまでの間に、複数の指示に基づき複数の委託業務を実施した場合であっても、これら複数の委託業務が同一の区の区域内で実施されたときは、区維持管理課の指示・委託業務の実施の回数にかかわらず、これらを一体のものとして捉え、「1回」とカウントする。

(3) 実施方法

ア 委託業務は、次表に従って実施し、携行資機材等では危険回避措置等が困難な場合には、直ちに区維持管理課の指示を求める等所要の措置を講ずるものとする。

実施区分	実施内容
倒木、車両落下物、動物の死骸等の支障物件で緊急に措置しなければ道路交通上危険なもの	撤去等危険回避措置(撤去した物件の処分については、区維持管理課の指示を求めること。)
交通事故による物件散乱及び道路施設の損傷	撤去、応急措置等危険回避措置 損傷状況・原因者の把握・報告
穴ぼこ、陥没、凸凹、段差、側溝蓋・グレーチング蓋・マンホール蓋の脱落・はずれ・ゆがみ・損傷、油類の滞留等で緊急に措置しなければ道路交通上危険なもの	別添「定期パトロール応急措置等実施要領」に準ずる。
路面の凍結・積雪	凍結防止剤の散布(交通事故処理対応時に限る。道路上に配置された凍結防止剤を散布した場合は、区維持管理課から預かっている凍結防止剤を当該場所に補充しておくこと。)
上記以外で緊急に措置しなければ道路交通上危険な状況	区維持管理課の指示による措置

イ 休日・夜間時緊急パトロールを実施したときは、速報として、実施後速やかに休日・夜間時緊急

急パトロール業務実施報告書（後記 10(1)③参照）を作成し、その写し（写真は添付不要）をファクシミリ送信等の方法により道路管理課及び区維持管理課に提出するものとする。

10 実施報告書

(1) 広島市委託契約約款第 1 2 条に定める委託業務実施報告書は、次に掲げる報告書等とする。

① 月間報告書

ア パトロール道路損傷箇所等報告集計表（区別）

イ 月間報告書（車両別）

ウ 巡回日ごとの巡回路線を明記した地図（巡回路線による明記が困難な地域については、巡回日ごとの巡回区域を明記したもので代えることができる。）

エ パトロール道路損傷箇所等報告集計表（総括）

② 道路損傷箇所等連絡票（本書、写真添付）

③ 休日・夜間時緊急パトロール業務実施報告書（本書、写真添付）

④ 街路灯不良箇所連絡票（本書）

(2) 乙は、委託業務の実施月の翌月 1 0 日までに、(1)に掲げる報告書等のうち①ア・イ・ウ、②、③及び④を区維持管理課に提出して区維持管理課の検査を受けるとともに、①ア・イ・エ、③及び④を道路管理課に提出しなければならない。

11 従業員届

乙は、あらかじめ委託業務に従事する従業員（現場責任者を含む。）の住所、氏名等を道路管理課に届け出なければならない。届出事項に変更があったときも同様とする。

12 道路パトロールカーの保管場所届等

(1) 乙は、原則として、委託業務の実施区域内（東区、南区、安佐北区又は安芸区の区域内）に前記 4(1)アの道路パトロールカーの保管場所を確保し、道路管理課に届け出なければならない。届出事項に変更があったときも同様とする。

(2) 乙は、前記 4(1)アの道路パトロールカーが故障等で長期間使用できないため、乙が用意する代替車両を使用して委託業務を実施しようとするときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。届出事項に変更があったときも同様とする。

13 研修

甲が、委託業務の適正な実施のために必要があると認める場合には、乙は、委託業務に従事する従業員に、道路パトロールの実施方法等に関する研修を受けさせなければならない。甲は、当該研修に関し、乙から要請があったときは、委託業務に関する指示の一環として研修に協力するものとする。

14 その他遵守事項

乙は、委託業務の実施に当たっては、委託業務に従事する従業員に委託業務の公共性及び重要性を十分認識させ、次の事項を遵守させなければならない。

(1) 道路交通法等関係法令を遵守し、車両を安全に運行すること。

(2) 道路管理課が交付する身分証明書を常時携帯すること。

(3) 委託業務の実施に適した服装を着用し、常に言動、態度に注意すること。

(4) 前記 4(1)アの道路パトロールカーによる事故が発生した場合は、直ちに、適切な処置を講ずるとともに、甲に報告すること。

15 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議の上、甲が決する。

定期パトロール応急措置等実施要領

1 応急措置基準

道路損傷箇所等については、次表に従い措置すること。

なお、降雨等により路面が濡れている場合の措置内容については、「常温アスファルト混合物」を「全天候型舗装補修剤」と読み替えるものとする。

種 別	損 傷 状 況 等		措 置 内 容	
穴 ぼ こ 陥 没	現場で原因者が判明した場合		<ul style="list-style-type: none"> ・原因者に応急措置を要請 ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・パトロール後、区維持管理課に連絡 	
	現場で原因者が判明しない場合	損傷が路盤に至っているもの及び舗装表層部の損傷で応急措置が必要なもの	車両積載の資機材で措置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・常温アスファルト混合物で埋戻し ・パトロール後、区維持管理課に連絡
		舗装表層部の損傷で措置が不要なもの	車両積載の資機材で措置不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請
				<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡
段 差 凹 凸	概ね直角になっている段差3センチメートル以上のもの	車両積載の資機材で措置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・常温アスファルト混合物ですりつけ ・パトロール後、区維持管理課に連絡 	
		車両積載の資機材で措置不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請 	
	上記以外の段差、凹凸			<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡
掘 削 跡 の 復 旧 不 良	通行上、危険性があるもの	現場で原因者が判明した場合		<ul style="list-style-type: none"> ・原因者に応急措置を要請 ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・パトロール後、区維持管理課に連絡
		現場で原因者が判明しない場合	車両積載の資機材で措置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・常温アスファルト混合物で埋戻し ・パトロール後、区維持管理課に連絡
	車両積載の資機材で措置不可能なもの		<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請 	
	上記以外のもの			<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡

種 別	損 傷 状 況 等		措 置 内 容
グレーチング蓋 側溝蓋 マンホール蓋	脱落、はずれ		<ul style="list-style-type: none"> ・かけ直し、必要に応じてクリップ止め ・パトロール後、区維持管理課に連絡
	ゆがみ、損傷	通行上の危険性があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請
		通行上の危険性がないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡
落 石 土砂等の堆積 倒 木 車両落下物等 支障物件	通行上支障があるもの	措置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・車両に積み込み可能なものは持ち帰って処理 ・車両に積み込み不可能なものは路肩等通行の支障にならない場所に移動 ・パトロール後、区維持管理課に連絡
		措置不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請
	通行上支障がないもの		<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡
油 類 の 滞 留	車両積載の油吸収剤で措置可能なもの		<ul style="list-style-type: none"> ・油吸収剤を用いて除去
	車両積載の資機材で措置不可能なもの		<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請
凍 積 結 雪	車両積載の凍結防止剤で措置可能なもの		<ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止剤の散布
	車両積載の凍結防止剤で措置不可能なもの		<ul style="list-style-type: none"> ・区維持管理課に応急措置を要請
	道路上への凍結防止剤の配置、補充及び回収（※）		<ul style="list-style-type: none"> ・区維持管理課の指示（配置図）に基づき、区維持管理課から預かった凍結防止剤を配置 ・区維持管理課から預かった凍結防止剤を各配置場所に補充 ・区維持管理課の指示により、配置した凍結防止剤を回収し、指定場所に運搬

（※）凍結防止剤の配置等は、乙が作業に適した車両を用意して実施する（仕様書2参照）

種 別	損 傷 状 況 等		措 置 内 容	
白線の磨耗			<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡 ・別添「白線摩耗確認用路面撮影モジュール運用要領」に基づき、路面の画像データ収集を実施。 	
路肩の崩壊			<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請 	
路上施設の損傷及び倒壊	防護柵 橋の欄干	欠落、倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープ等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請 	
		上記以外の損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡 	
	反射鏡 視線誘導標 標識類 街路灯 街路樹 歩車道境界ブロック 中央分離帯	歩車道上への倒壊、脱落、ゆがみ等	車両積載の資機材で措置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け・修正が可能なものは、取付け・修正 ・取付け・修正等が不可能なものは路肩等通行の支障にならない場所に移動（必要に応じてセイフティコーン等による危険回避措置） ・パトロール後、区維持管理課に連絡
			車両積載の資機材で措置不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セイフティコーン等による危険回避措置 ・区維持管理課に応急措置を要請
	上記以外の損傷	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール後、区維持管理課に連絡 		

注① 車両落下物等支障物件、油類の滞留、路上施設の損傷等の原因者が現場で確認できる場合は、その把握・報告を行うこと。

注② 路面の損傷箇所等には、ホワイトトラッカー等で目印を付しておくこと。

2 応急措置の要請

携行資機材等による応急措置が不可能な場合で、緊急に応急措置を行う必要があるときは、速やかに、電話により区維持管理課に応急措置を要請すること。

3 損傷箇所及び応急措置の連絡

未措置の損傷箇所又は応急措置結果を、パトロール後において、区維持管理課に連絡する場合は、次の方法によること。

① 速報として、パトロール後速やかに、1件ごとに道路損傷箇所等連絡票（戸別詳細図添付。仕様書10(1)②参照）を作成し、ファクシミリ送信等の方法により区維持管理課に提出すること。

② 写真は、未措置の損傷箇所にあつては1枚以上、応急措置を行った損傷箇所にあつては2枚以上（措置前、措置後）撮影し、委託業務実施報告書（月間報告書）を提出する際に道路損傷箇所等連絡票（本書）に添付して区維持管理課に提出すること。